



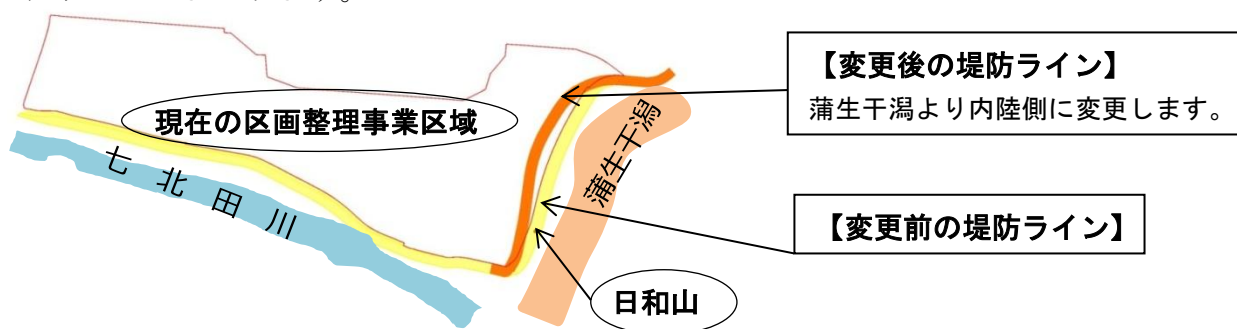
お知らせ

◆河川堤防の計画変更案について

蒲生北部地区の安全の確保のため宮城県が施工を予定しております河川堤防について蒲生干潟等の自然環境に配慮し、一部を内陸側に移す計画変更案が県より示されました。堤防の内側で事業を行います区画整理事業においても影響があることから、県では、地区内の権利者の皆様を対象とした説明会を開催する予定としております。

これに伴い、土地区画整理事業の事業区域を変更する事業計画の変更が必要となりますが、これまでお示ししてきた事業のスケジュールに遅れが生じないように仮換地指定前までに変更手続きを行えるよう作業を進めていきたいと考えております。

事業計画変更の具体的な内容が固まりましたら、改めて説明会等により権利者の皆様にお示ししてまいります。



【変更後の堤防ライン】

蒲生干潟より内陸側に変更します。

【変更前の堤防ライン】

◆固定資産税等の課税免除制度廃止に伴う措置について

東日本大震災に係る課税免除制度は、地方税法の改正により、津波により甚大な被害を受けた区域内の土地及び家屋について、固定資産税及び都市計画税の課税を免除するものとして設けられておりましたが、この度、国の税制改正により、平成27年度においては当該制度を継続しないこととされたことから、現在課税免除を適用している区域についても通常課税となります。

ただし、次のとおり、個別の状況等に応じて本市独自の減免を適用いたしますので、概略をお知らせいたします。

□ 本地区に関連する減免の対象範囲

- ① 防災集団移転促進事業の移転促進区域で、仙台市に対して買取り依頼書を提出しているが、仙台市への所有権移転登記が未完了の土地（仙台市への所有権移転登記がなされなかった場合は、②③に該当する場合を除き減免を取消し、通常課税となります。）
- ② 七北田川の整備に伴う用地買収の対象となっている土地
- ③ 蒲生北部被災市街地復興土地区画整理事業区域内において利用されていない土地
 なお、①から③までの土地の上に建っている家屋についても減免の対象とし、減免の適用期間は基本的に各事業の事業期間とします。

※ 減免割合…全部（100%）

◆第二回仙台市蒲生北部被災市街地復興土地区画整理審議会を開催しました

10月20日(月)に第二回仙台市蒲生北部被災市街地復興土地区画整理審議会を開催し、換地設計基準(案)等について活発な議論が行われました。審議会では今後、特別の宅地の取り扱い等についての審議を予定しています。それらの審議内容を踏まえ、仮換地(案)の作成を進めてまいりたいと考えています。



◆包括委託の基本協定を締結しました

本地区区の土地区画整理事業を効率的に迅速に行うため、設計から施工まで一貫して委託する「蒲生北部被災市街地復興土地区画整理事業等包括委託業務」の基本協定を「鹿島建設・フジタ・橋本店・パスコ・復建技術コンサルタント・三洋設計・UR リンケージ 共同企業体」と10月10日に締結しました。また、11月上旬に今年度実施する調査・設計業務について委託契約を締結する予定です。

今後、工事開始に向けての調査・設計を行うに当たり、現地調査を行いますので皆様の土地への立ち入りをさせて頂く場合がございます。ご理解とご協力をお願い申し上げます。

◆被災宅地の建物基礎等の撤去を行います

仙台市では防災集団移転促進事業により被災宅地の買い取りを行っています。買い取った宅地には建物の基礎や外構が残っている箇所もあるため、基礎等を撤去しながら整地を行い、不法投棄などを防止するための木柵を市道沿いに設置します。

昨年度も実施した蒲生・港地区に加え、今回は和田地区と西原地区についても作業を行います。11月中旬以降、順次着手し、来年2月末の完了を予定しています。

作業中は、取壊しの際の音やダンプトラックの通行等ご迷惑をおかけすることもあるかと存じますが、安全最優先で作業を進めますので、みなさまのご理解とご協力をお願いします。



地区ごとの作業実施業者

◆区画整理だよりの送付について

この区画整理だよりは、事業地内に土地所有権や借地権を有している権利者の方と相続権利者の方及び郵送をご希望している方に発送しております。

相続権利者につきましては、継続して調査を行っており、発送日時点で当課で把握している方へ発送しております。

